

(沖繩及び北方問題に関する特別委員会)

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三号)

衆議院提出)要旨

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であつて、同日以前六月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者、及び同日後に北方地域で出生した者を、新たに元居住者に加える。

二、生前承継制度を補完するための死後承継制度を創設し、元居住者又は旧漁業権者の死後承継者が生前承継することなく死亡した場合、生前中にその主たる生計を維持していた子又は孫のうち一人に限り承継を可能にする。

三、この法律は、平成二十年四月一日から施行する。